

『法と科学のハンドブック』についての感想

(憲法専攻・大学院博士課程)

本ハンドブックが想定する読者はどのような人物だろうか。「科学裁判に初めて接する法律家・科学者がターゲット」とのことだが、例えば医学研究者と町医者では日々の業務内容もインセンティブも相当に異なるだろう。「法律家」に関しては、「法学研究者」と「法曹実務家」ではかなり行動様式が異なっているように見えるが、本ハンドブックの第6章を見ると、法律家とはここでは主に「弁護士」を指すらしい。そしてここでの「法律家」は弁護士の中でも「文系」の出身者で、法学部出身者で、法律(の特定分野)については高度に専門的な知識を有しておりプライドもあるものの、法学以外の学問分野をあまり学んだことが無い人物のようである。

こうした人物像は現在のところ法律家(弁護士)の多数なのかもしれないが、今年の弁護士事務所の採用情報を見ていると、法律の専門知識はもちろん、様々な専門領域で幅広く活躍できるロイヤーを求め、とする事務所も目に付く。今後の弁護士像は変わっていくのかもしれない。一方、法学研究者像が変わるかどうかは全く分からない。そもそも法学研究は変わる必要はないと考えている法学研究者が多いのではないか。その考えが正しいのかどうか、私には全く分からない。「固有の伝統」などという言葉が使われると、反射的に「それは尊重しなければならない。簡単に否定してはならない何かがあるのだろう」と思ってしまうものだが、なぜその伝統を維持する必要があるのかは何となくうやむやになりがちだと思う。

私は法学研究科で憲法学を専攻しているが、経済学部を卒業している。学部卒業後、経済畑で社会人を経験し、法科大学院を経て現在に至る。本ハンドブックが想定するような典型的な「法律家」とは異なるバックグラウンドのためか、法学を研究するようになってからも、「法律家」の仲間内で共有されている(と伝え聞く)常識や思考パターンに馴染みが無く、「法律家」の皆さまの発言や発想等に文化の違いを感じたりすることもある。(ただし、私が感じる違和感は「文化の違い」などという大層なものではなく、単に私の法学理解が浅いためであるという可能性は十分ある。)

具体的に特殊かもしれないと思うのは、(法科大学院の実務家教員の大半と時には一部の法学研究者自身も指摘していたことでもあるが、)法学研究の世界では伝統的に、ひとたび「憲法」「民法」「会社法」「刑法」という縦割制の特定分野に属すると、以後は自らの専門以外は同じ法学でありながら「他分野」扱いとなり、「他分野」についてはほとんど知らないし言及もしない、という法学研究者がある程度多数存在する(らしい)ということである。こうした現象が、法学という学問分野が高度に専門化されたためである、と看做すことには少し疑問がある。このような現象が日本の法学界特有の文化によるものである可能性もあるからだ。以下のような批判を目にしたことがある。

日本において、「憲法学者」とは特別のニュアンスを持った言葉である。それは、憲法に関するある程度学問的な言説をなす人が、その限りにおいて呼ばれる名称ではない。日本では、22、3歳で憲法学者であることを選択した者は、一生涯そうであり続けることが自明視されているが、「憲法学者」とは、とりもなおさず、こうした終身制のギルドの住民を意味する。そして、このギルドがそのまま「憲法学界」であり、その住人たる「憲法学者」の言説の総体が「憲法学説」と呼ばれる。この点の事情は、民法、刑法など他の「専門分野」のいずれをとっても変わらない。このため、日本では等しく民法900条4項但書き前段の合憲性をめぐる議論に参加しても、「憲法学者」の書いたものは「憲法学説」と、民法学者のそれは「民法学説」と呼ばれる習わしである。(安念潤司)

こうした発言が誇張されたものか否か、私は確認できる立場にない。しかし、新司法試験と法科大学院設立の目的の一つに「法曹界に多様な人材を確保する」ことが挙げられていたことからすると、それまでの法曹界はよほど多様性に欠けていたのであろう、という推測はできる。本ハンドブックが想定する「法律家」像とも一致する。その原因の一部は、法曹を育成してきた法学教育にあるのかもしれないが、法学部でどのような教育がなされてきたのか、実際のところ部外者にはよく分からない。本ハンドブックでは、「科学者」がどのように育成されるか、科学アカデミズムの在り方等についても説明されており、部外者にも分かり易いが、「法律家」を育成する法学教育の在り方については記述があまり無い。なぜだろうか。同様な説明が「法律家」についてもなされていると非常に有難いと思う。もちろん、現行の「裁判の仕組み」が長年の歴史的な積み重ねがあってできているという点については本ハンドブックでも分かりやすく説明されており、誰もがその合理性を理解しやすいと思うが、そのような「裁判の仕組み」が必然的に伝統的な日本の法律家教育を要請しているのかというと、必ずしもそうは言えないのではないだろうか。

本ハンドブックは、法の領域が科学の領域と同じように(本当に同じと言って良いのだろうか?)専門分化されてきた状況については特に否定的な立場に立っていないようである。しかし、法の領域(の内部で)の特殊な専門分化は世界共通の現象なのだろうか?

そしてまた、法の領域の外部に関しても、アメリカのロースクールでは「法と科学」といった科目が開講されているところが多いのに、なぜ日本の法科大学院ではそれができないのだろうか?

以上